

埼玉県自立支援専門員事業実施要綱

1 事業目的

複合的な課題を抱え多角的な自立支援が必要な被保護者に対して、アパートの確保や社会資源・サービスの調整等により、社会生活自立及び日常生活自立等に関する支援を行う。

2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

3 事業内容

(1) 支援対象者

県福祉事務所が実施責任を負う被保護者及び保護申請者のうち、次に掲げる者とする。

- ア 地域移行支援が必要な社会的入院患者等
- イ 社会的入院の予防のための支援が必要な者
- ウ 「生活の質」向上のための支援が必要な在宅生活者
- エ 福祉的就労の支援が必要な障害者
- オ 自立支援が必要なDV被害者、若年無業者（ニート）等
- カ 見守り支援が必要な在宅生活高齢者等
- キ 複合的な課題を抱え多角的な自立支援が必要な世帯
- ク その他県福祉事務所が支援を必要と認める者

(2) 自立支援専門員

社会福祉士又は精神保健福祉士、社会保険労務士等であって、社会的入院患者の地域移行支援などの実務経験を有する者を配置する。

(3) 自立支援専門員の支援内容

- ア 一般アパート、グループホームなど居宅の確保等の支援に関する事。
- イ 居宅における日常生活自立支援に関する事。
- ウ デイケア・福祉的就労など地域生活における自立支援に関する事。
- エ アルコール依存、ギャンブル依存等の自助グループへの参加支援に関する事。
- オ 社会への適応が困難な者に対する就労などの自立支援に関する事。
- カ 自立支援に必要となる関係機関との連携・調整に関する事。
- キ 他法他施策活用の支援に関する事。
- ク 自立支援プログラムに関する事。
- ケ 高齢者の見守りに関する事。

- コ 現業員の資質向上に関すること。
- サ その他自立支援に関すること。

4 実施方法及び県福祉事務所との連携

(1) 支援対象者の選定及び同意

県福祉事務所のケースワーカーが、個別支援が必要と思われる支援対象候補者をリストアップする。その後、査察指導員、ケースワーカー及び自立支援専門員による検討・協議により、支援対象者を選定する。

ケースワーカー立合いにより、自立支援専門員は支援対象者と面談し、自立支援専門員が自立支援に関わることについて支援対象者から同意を得てから、支援を開始する。

(2) 支援対象の期間

6か月間を基本とする。

ただし、査察指導員と自立支援専門員の協議により支援期間を延長することができる。

(3) 支援の終了

本人の課題が解決された又は改善されたことを見極め、支援の終了を査察指導員及びケースワーカーに報告し、協議の上支援を終了する。支援の終了により支援対象者を新たに選定、決定する。

(4) カンファレンスの開催

担当部長、査察指導員、ケースワーカー及び自立支援専門員によるカンファレンスを定期的に行い、支援対象者の支援目標等の達成状況等を評価する。また、地域の社会資源及び制度利用について情報提供を行う。

(5) その他

自立支援プログラムの個別支援プログラム策定に当たり、自立支援専門員は必要な助言を行うことができるものとする。また、査察指導員及びケースワーカーは、自立支援専門員に意見等を求めることができる。

5 生活保護廃止後の支援

支援が終了していない支援対象者が生活保護廃止となった場合、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等が利用できるよう、自立相談支援機関と連携し、当該支援対象者に対し必要な情報提供等を行う。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。